

春日部市建設工事等最低制限価格制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事等について、春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第22条の規定による最低制限価格の基準を設定するに当り必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事の請負及び施設の修繕並びに建設工事に係る設計、調査及び測量その他の業務委託（以下「業務委託」という。）をいう。
- (2) 有効な入札価格 予定価格を超えるもの及び施設の修繕においては予定価格に100分の75を乗じて得た額（円未満切上げ）、若しくは、業務委託においては予定価格に100分の70を乗じて得た額（円未満切上げ）未満のものを除く有効な入札価格をいう。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格の算定方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設工事（施設の修繕を除く。） 予定価格算出の基礎となった次のアからエの額を合計した額とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の92を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の75を乗じて得た額（円未満切上げ）とする。

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額（円未満切捨て）

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（円未満切捨て）

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額（円未満切捨て）

エ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額（円未満切捨て）

特別に必要と認められる場合については、決裁権者は予定価格の100分の75から100分の92までの範囲内で最低制限価格を定めるものとする。

- (2) 施設の修繕 当該入札における全ての有効な入札価格を平均した価格（円未満切捨て）に100分の92を乗じて得た額（円未満切上げ）又は予定価格に100分の75を乗じて得た額（円未満切上げ）のいずれか高い額とする。ただし、入札に参加した者が5者未満の場合は、予定価格に100分の75を乗じて得た額（円未満切上げ）とする。

- (3) 業務委託 当該入札における全ての有効な入札価格を平均した価格（円未満切捨て）に

100分の80を乗じて得た額（円未満切上げ）又は予定価格に100分の70を乗じて得た額（円未満切上げ）のいずれか高い額とする。ただし、入札に参加した者が5者未満の場合は、予定価格に100分の70を乗じて得た額（円未満切上げ）とする。

（適用方法）

第4条 最低制限価格の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札者とする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

（春日部市建設工事等変動型最低制限価格制度事務取扱要領の廃止）

2 春日部市建設工事等変動型最低制限価格制度事務取扱要領（令和2年4月1日制定）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要領に定める事項について、令和4年6月30日以前に公告又は指名通知を行ったものは、従前の例による。